

# 鳥取県行政不服審査会の委員を募集します！

鳥取県行政不服審査会は、行政機関の処分又は不作為についての審査請求の裁決の客観性・公平性を高めるため、審査庁（知事又は市町村長等）の諮問に応じて、審理員の行った審理手続の適正性や法令解釈を含め、審査庁の判断の妥当性をチェックする、行政不服審査法に基づき設置された県及び市町村等の附属機関（※）です。

（※）県、16の市町村、10の一部事務組合等によって共同設置しています。

この度、審査会の委員の改選に伴い、県又は市町村等が行う処分の適正性に関心をお持ちの方の意見を取り入れ、より適正な行政運営を確保するため、広く県民の皆様から委員を募集します。

- ◆ 募集人数 1名
- ◆ 応募資格 鳥取県民の方で、次の全ての要件を満たすこと。
  - ① 県又は市町村等が行った処分等について、その妥当性を判断することに関心及び意欲があること。
  - ② 令和7年4月1日時点で、県内在住の満18歳以上の者であること。
  - ③ 令和7年4月1日時点で、県の他の附属機関（審議会等）の委員に就任していないこと。
  - ④ 審査会に参加できること。（審査会は、月1回程度、平日に県庁（鳥取市東町）で開催します。）
  - ⑤ 鳥取県暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと。
  - ⑥ 国会議員、地方公務員法の適用を受ける地方公務員、地方公共団体の議会の議員又は市町村長でないこと。
- ◆ 募集期間 令和6年11月28日（木）～同年12月27日（金）**必着**（1月間）
- ◆ 応募方法
  - ① 応募書類の記載事項  
住所、氏名、生年月日（年齢）、性別、電話番号（自宅又は携帯）、職業又は勤務先（任意）、公的機関（国、県、市町村等）の附属機関の委員の就任歴（就任歴がない場合はその旨記載してください。）及び応募理由（400字程度）
  - ② 提出方法  
郵送、ファクシミリ、メール、直接持参
- ◆ 応募書類提出先  
鳥取県総務部政策法務課 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地  
電話：0857-26-7628／ファクシミリ：0857-26-8106  
E-mail：seisakuhoumu@pref.tottori.lg.jp
- ◆ 選考方法 応募書類を審査の上、決定します。ただし、書類審査の結果、同等の方が複数認められた場合は、面接による審査により決定します。
- ◆ 結果の通知 応募された方全員に、郵送等によりお知らせします。
- ◆ その他
  - ・応募書類は返却いたしません。
  - ・応募に際して提出された書類は委員の決定のみに使用し、それ以外の目的では使用しません。

## 鳥取県行政不服審査会の概要

- ◇ 役割 行政庁が行う処分又は不作為に対する不服申立て（審査請求）に関し、審査庁からの諮問に応じて、第三者の立場から審査庁の判断（裁決）の妥当性について調査審議する等、行政不服審査法第81条第1項に規定する事務を行います。なお、県知事に対する審査請求のほか、共同設置する他の市町村長等に対する審査請求についての判断の妥当性等についての調査審議も行います。
- ◇ 任期 令和7年4月1日～令和10年3月31日（3年間）
- ◇ 審査会の構成 5名（弁護士、税理士、行政相談委員、福祉業務関係者、公募委員）
- ◇ 審査会の開催
  - ① 開催回数 月1回（年間12回）程度
  - ② 開催の時間帯 2時間程度（平日）
  - ③ 開催場所 鳥取県庁（鳥取市東町）
- ◇ 委員報酬等 県の規程により報酬、交通費を支給します。
- ◇ 氏名等の公表 委員に就任された場合は、氏名や審査会における発言等を公表する場合があります。

### 【問合せ先】

鳥取県総務部政策法務課（電話：0857-26-7628）